

# ミズノスポーツ保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)



日常生活・自転車  
コース



スポーツサポート  
コース



ゴルフ  
コース

## ●ミズノスポーツ保険の保険始期日について

「ミズノスポーツ保険」の保険始期日（補償が始まる日）は、ご加入手続きをされた日とは異なります。詳しくはP23の1.「ミズノスポーツ保険」サービス利用条件（3）をご確認ください。

●「ミズノスポーツ保険」はインターネットでお申し込みいただき、[ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & AD型））]（以下パンフレット）はPDFファイルでのご提供となります。本パンフレットには「保険金をお支払いする場合／保険金のお支払額」、「保険金をお支払いしない主な場合」等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご確認ください。また、本パンフレットは印刷いただき、ご自身の保険期間の満期まで必ず保管ください。

# ミズノスポーツ保険の概要

この保険はCLUB MIZUNO会員専用の保険です。  
ケガによる、死亡・後遺障害、入院・手術・通院等を補償します。

## 加入資格

お申込人・被保険者（補償の対象者）本人となれる方は、「CLUB MIZUNO会員」に限ります。  
詳細は「契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型）」1.商品の仕組みおよび引受条件等、  
（1）商品の仕組み、および「サービス利用条件」、1. 「ミズノスポーツ保険」サービス利用条件、  
（1）をご覧ください。

## お申し込みの流れ

お申し込みはインターネットからのみとなります。



## 目次

- ◆ミズノスポーツ保険の特徴
- ◆ご家族も補償の対象
- ◆お申し込みについての注意点
- ◆コース・プラン名および補償内容の概要
- ◆ご利用ガイド
  - ・保険の概要
  - ・契約概要のご説明
    1. 商品の仕組みおよび引受条件等
    2. 保険料
    3. 保険料の払込方法について
    4. 満期返れい金・契約者配当金
    5. 解約返れい金の有無
  - ・注意喚起情報のご説明
    1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申し込みの撤回等）
    2. 告知義務等
    3. 補償の開始時期
    4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等
    5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い
    6. 失効について
    7. 解約と解約返れい金
    8. 保険会社破綻時等の取扱い
    9. 個人情報の取扱いについて
  - ・サービス利用条件
    1. 「ミズノスポーツ保険」サービス利用条件
    2. ご注意事項
  - ・ご加入時のご注意
  - ・ご加入内容確認事項
  - ・保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続

# ミズノスポーツ保険の特徴

スポーツでの事故

日常生活での事故によるケガ

自転車事故

まで幅広くサポート！  
全コースともスポーツ・日常生活における  
事故に対応しています。

＼ニーズに合わせて選べる **3** つのコース／

## ゴルフコース



<例えばこんな時のために>

ゴルフプレー中に  
転んでケガをした

ゴルフプレー中に  
ボールが他のプレーヤーに  
当たり、ケガをさせた

ゴルフクラブが折れた  
(除くG1、G4コース)

ホールインワンを  
達成した (日本国内のみ)

## スポーツサポート コース



<例えばこんな時のために>

ハイキング中に  
ケガをした

散歩中に  
リュックが木に  
引っかかり破れた  
(S4,S8コースのみ)

ボールが他人の家の  
窓ガラスを割った

野球の試合中に  
ケガをした

## 日常生活・自転車 コース



<例えばこんな時のために>

自転車運転中に  
ケガをした

車にひかれて  
ケガをした

自転車運転中に  
通行人にぶつかり  
ケガをさせた

階段から落ちて  
骨折した

## ご家族も補償の対象

自転車事故などの際の賠償額をご家族さま（※1）を対象に

**1億円まで補償**  
(プランによっては3億円)

国内示談交渉付き

※1ご家族とは、本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚のお子さまとなります。  
被保険者の範囲の詳細は、「契約概要のご説明」(P17)をご覧ください。

月々の保険料は **330円**～より（※2）

取り扱っています。

※2日常生活・自転車コースの個人型シンプルコースの保険料となります。

## お申込みについての注意点

### お申込

インターネットからのみとなります。



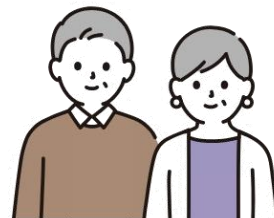
### お支払い

クレジットカードでのお支払いのみとなります。



### 加入について

加入できるのは満69才以下の方のみとなります。



# コース・プラン名および補償内容の概要



## ゴルフコース

ゴルフプレー中を含めた日常生活のさまざまな事故やホールインワンに備えて

		ケガによる死亡・後遺障害および日常生活賠償補償重視コース	バランスコース	ホールインワン・アルバトロス費用補償重視コース	
補償内容／保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額*	200万円	100万円	100万円	
	傷害入院保険金日額*	なし	1,500円	なし	
	傷害手術保険金*	なし	(注3)	なし	
	傷害通院保険金日額*	なし	1,000円	なし	
	日常生活賠償保険金額	1億円	1億円	1億円	
	携行品損害保険金額 (免責金額：1事故につき3,000円)	なし	10万円	10万円	
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	20万円	30万円	100万円	
保険料	個人型 (注1)	セット名	G1	<b>オススメ</b> G2	G3
		月払保険料	500円	980円	1,450円
	家族型 (注2)	セット名	G4	G5	G6
		月払保険料	1,100円	2,500円	3,230円

### 注意事項

#### <ホールインワン・アルバトロス費用について>

- 日本国内のゴルフ場で達成した場合に補償の対象となります。原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは補償の対象にはなりません。
- ゴルフ場を経営されている方が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロスは補償の対象となりません。
- ゴルフ場の使用人（臨時雇いを含みます。）が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロスは補償の対象にはなりません。

※家族型の保険金額は、本人・配偶者・親族それぞれ同額です。

(注1) 個人型は申込者（被保険者本人）を補償の対象といたします。

(注2) 家族型は申込者（被保険者本人）と配偶者、親族（本人もしくは配偶者と同居の親族、別居の未婚の子ども）までを補償の対象といたします。

(注3) 傷害手術保険金：1回の手術について

①入院中に受けた手術の場合→傷害入院保険金日額×10

②①以外の手術の場合→傷害入院保険金日額×5



## スポーツサポートコース

スポーツ中を含めた日常生活のさまざまなケガやスポーツ中を含めた日常生活のさまざまな他人とのトラブル等に備えて

		シンプルコース	スタンダードコース	プレミアムコース	携行品損害補償コース	
補償内容／保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額※1※2	100万円	200万円	400万円	なし	
	傷害入院保険金日額※1※2	4,000円	4,000円	6,000円	1,500円	
	傷害手術保険金※1※2	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	
	傷害通院保険金日額※1※2	1,000円	1,000円	1,500円	1,000円	
	日常生活賠償保険金額	1億円	1億円	3億円	1億円	
	携行品損害保険金額※3 (免責金額：1事故につき3,000円)	なし	なし	なし	30万円	
保険料	個人型 (注1)	セット名	S1	S2	<b>ベスト</b> S3	S4
		月払保険料	750円	810円	1,230円	690円
	家族型 (注2)	セット名	S5	S6	S7	S8
		月払保険料	2,250円	2,450円	3,820円	1,640円

### 注意事項

※1 次の運動を行っている間のケガは補償の対象となりません。

山岳登山<sup>(※1)</sup>、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機<sup>(※2)</sup> 操縦<sup>(※3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(※4)</sup> 搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3) 職務として操縦する場合は含みません。

(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

※2 家族型の保険金額は、本人・配偶者・親族それぞれ同額です。

※3 以下の携行品は補償の対象となりません。

漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）

携行品の上記以外の「保険金をお支払いしない主な場合」および補償対象外となる主な「携行品」等については「保険の概要」（P11・P14）をご覧ください。

(注1) 個人型は申込者（被保険者本人）を補償の対象といたします。

(注2) 家族型は申込者（被保険者本人）と配偶者、親族（本人もしくは配偶者と同居の親族、別居の未婚の子ども）までを補償の対象といたします。

(注3) 傷害手術保険金：1回の手術について

①入院中に受けた手術の場合→傷害入院保険金日額×10

②①以外の手術の場合→傷害入院保険金日額×5



## 日常生活・自転車コース

通勤・通学・サイクリングなど、自転車運転中や日常生活のさまざまな事故によるケガ等に備えて

		シンプルコース	スタンダードコース	プレミアムコース	ケガによる死亡・後遺障害補償なしコース	
補償内容／保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額※	100万円	150万円	200万円	なし	
	傷害入院保険金日額※	1,500円	2,000円	3,000円	2,000円	
	傷害手術保険金※	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	
	傷害通院保険金日額※	なし	1,000円	1,000円	1,000円	
	日常生活賠償保険金額	1億円	1億円	3億円	1億円	
保険料	個人型 (注1)	セット名	A1	※A2	A3	A4
		月払保険料	330円	620円	750円	530円
	家族型 (注2)	セット名	A5	A6	A7	A8
		月払保険料	780円	1,780円	2,180円	1,480円

※家族型の保険金額は、本人・配偶者・親族それぞれ同額です。

(注1) 個人型は申込者（被保険者本人）を補償の対象といたします。

(注2) 家族型は申込者（被保険者本人）と配偶者、親族（本人もしくは配偶者と同居の親族、別居の未婚の子ども）までを補償の対象といたします。

(注3) 傷害手術保険金：1回の手術について

①入院中に受けた手術の場合→傷害入院保険金日額×10

②①以外の手術の場合→傷害入院保険金日額×5

# ご利用ガイド

## 保険の概要

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。  
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	傷害保険金
<b>傷害死亡保険金★傷害補償 (MS &amp; AD型) 特約</b>	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
保険金のお支払額	<b>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</b> (注1) 傷害死亡保険金受取人(被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
<b>傷害後遺障害保険金★傷害補償 (MS &amp; AD型) 特約☆傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約セット</b>	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合
保険金のお支払額	<b>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(100%～42%)</b> (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
<b>傷害入院保険金★傷害補償 (MS &amp; AD型) 特約</b>	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)
保険金のお支払額	<b>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</b> (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・ 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(120日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。



傷害手術保険金★傷害補償（MS & A D型）特約	
保険金をお支払いする場合	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられた場合
保険金のお支払額	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院*中に受けた手術の場合</p> <p><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> <p>② ①以外の手術の場合</p> <p><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>5</b></p> <p>（注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>
傷害通院保険金★傷害補償（MS & A D型）特約	
保険金をお支払いする場合	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。）</p> <p>（注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。</p>
保険金のお支払額	<p><b>傷害通院保険金日額</b> × <b>傷害通院の日数</b></p> <p>（注1）傷害通院の日数には以下の日数を含まません。 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（30日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数</p> <p>（注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。</p> <p>（注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

傷害死亡保険金★傷害補償（MS & AD型）特約  
 傷害後遺障害保険金★傷害補償（MS & AD型）特約☆傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約セット  
 傷害入院保険金★傷害補償（MS & AD型）特約  
 傷害手術保険金★傷害補償（MS & AD型）特約  
 傷害通院保険金★傷害補償（MS & AD型）特約

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ\*
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
- 自動車等\*の無資格運転、酒気帯び運転\*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- 脳疾患、病気\*または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療\*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
- 戦争、その他の変乱\*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群\*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの\*
- 入浴中の溺水\*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）
- 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）\*によって発生した肺炎
- 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ
- 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ
- 乗用具\*を用いて競技等\*をしている間のケガ

など

（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	日常生活賠償保険金
--------	-----------

日常生活賠償保険金★日常生活賠償特約	
--------------------	--

保険金をお支払いする場合	<p>① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>ア. 本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</b></p> <p><b>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</b></p> </div> <p>(*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具※をいいます。          (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。          (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>
--------------	---

保険金のお支払額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</b></p> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</b></p> </div> <p style="text-align: center;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</b></p> </div> <p style="text-align: center;">-</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><b>免責金額※(0円)</b></p> </div> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。          (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。          (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。          (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。          (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
----------	--

日常生活賠償保険金★日常生活賠償特約	
--------------------	--

保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
-----------------	--

保険金の種類	携行品損害保険金
<b>携行品損害保険金★携行品損害補償特約☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット</b>	
<b>保険金をお支払いする場合</b>	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（*1）に損害が発生した場合（*1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（*2）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 （*2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。
<b>保険金のお支払額</b>	<b>損害の額</b> - <b>免責金額※(1回の事故につき3,000円)</b> （注1）損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 （注2）損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

<b>携行品損害保険金★携行品損害補償特約☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット</b>	
<b>保険金をお支払いしない主な場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族※の故意による損害</li> <li>● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>● 公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害</li> <li>● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</li> <li>● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● 別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	ホールインワン・アルバトロス費用保険金
<b>ホールインワン・アルバトロス費用保険金★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</b> (団体総合生活補償保険用)	
<b>保険金をお支払いする場合</b>	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>① 次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス            ア. 同伴競技者※            イ. 同伴競技者以外の第三者 (同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <b>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</b> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <b>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</b> </div> <p>② 達成証明資料 (*1) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス            なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 3 5 以上の 9 ホールを正規にラウンドし、</li> <li>● 1 名以上の同伴競技者と共に (公式競技の場合は同伴競技者は不要です。) プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、</li> <li>● その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 (*2) により証明できるものに限りします。</li> </ul> <p>(*1) 「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。            (*2) 「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 同伴競技者</li> <li>(b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です)</li> <li>(c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</li> </ul> <p>(注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>
<b>保険金のお支払額</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>次の費用のうち実際に支出した額</b> </div> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用 (*1)            イ. 祝賀会に要する費用            ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用            エ. 同伴キャディ※に対する祝儀            オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 (*2) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用 (ただし、保険金額の 10% が限度となります。)</p> <p>(*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。            (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1 回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。            (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。            (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。            (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>

ホールインワン・アルバトロス費用保険金★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約  
(団体総合生活補償保険用)

保険金をお支払い  
しない主な場合

- 日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※
- ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ゴルフ場の使用人(\*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など

(\*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含まず。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」	
補償対象外となる運動等	<p>山岳登山<sup>(※1)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(※2)</sup>操縦<sup>(※3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(※4)</sup>搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動</p> <p>(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。</p> <p>(※2) グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(※3) 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
補償対象外となる職業	<p>オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
補償対象外となる主な「携行品」	<p>船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、<u>漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）</u>、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p>など</p>

### 【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等 免責に関する一部 修正特約 (自動セット)	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>
傷害後遺障害等級 第1～7級限定 補償特約 (G1・G2・G3・ G4・G5・G6・A1・ A2・A3・A5・A6・ A7・S1・S2・S3・ S5・S6・S7セット)	<p>後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（10.0%～42%）を適用すべき後遺障害<sup>*</sup>が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。</p>
家族型への変更に関する特約 (ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約用) (G4・G5・G6セッ ト)	<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>①配偶者<sup>*</sup>、②同居の親族、③別居の未婚<sup>*</sup>の子</p> <p>(注) 「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>
家族型への変更に関する特約 (G4・G5・G6・A5・ A6・A7・A8・S5・ S6・S7・S8セット)	<p>被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。</p>

## 【※印の用語のご説明】

- 「**アルバトロス**」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「**医学的他覚所見のないもの**」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「**医師**」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「**ギプス等**」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「**競技等**」とは、競技、競争、興行（\*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
（\*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「**頸（けい）部症候群**」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「**ケガ**」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「**急激**」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「**偶然**」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「**外来**」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「**傷害**」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。  
① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒  
（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「**ケガを被った所定の部位**」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。  
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱  
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。  
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「**後遺障害**」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「**誤嚥（えん）**」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「**ゴルフ場**」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「**再調達価額**」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「**自動車等**」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「**支払限度日数**」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

<b>適用される保険金の名称</b>	・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金
--------------------	---------------------

- 「**支払対象期間**」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

<b>適用される保険金の名称</b>	・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金
--------------------	---------------------

- 「**酒気帯び運転**」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「**手術**」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（\*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  - ② 先進医療※に該当する診療行為（\*2）
    - （\*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
    - （\*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

（次ページへ続く）



## 【※印の用語のご説明】（前ページからの続き）

- 「**乗用具**」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「**親族**」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「**先進医療**」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「**その他の変乱**」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「**治療**」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「**通院**」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「**溺水**」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「**同伴キャディ**」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「**同伴競技者**」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「**入院**」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「**配偶者**」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「**病気**」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「**ホールインワン**」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「**未婚**」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「**免責金額**」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「**目撃**」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

## 契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1.商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や日常生活で損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	CLUB MIZUNO会員に限ります（詳細は「サービス利用条件」にてご確認ください）		
加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人（*2）	配偶者	その他家族（*3）
本人型	○	－	－
家族型（*1）	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人（*2） (b) 本人（*2）の配偶者 (c) 同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人（*2） （注）下記の特約をセットした場合は、被保険者の範囲が拡大されます。 ・家族型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約用）

（\*1）家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

（\*2）加入申込画面の申込人情報入力画面にお名前を入力された方をいいます。

（\*3）家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

（\*4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

## (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

### ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」をご参照ください。

### ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

## (3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

## (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「サービス利用条件」にてご確認ください。

## (5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、各コースの保険金額欄および加入申込画面、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・ 保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・ 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

## 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては各コースの保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

保険料は月払のみとなっており、分割払のため保険料が割増となっております。詳細は「サービス利用条件」をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

この保険は、分割払のためご加入の脱退（解約）に際して解約返れい金は原則発生しません。始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は美津濃株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

## 2. 告知義務等

必ずお読みください

### (1) 告知義務（ご加入時にご入力いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込画面のうち、告知事項入力画面が告知事項です。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項入力画面の入力内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- 他の保険契約等（\*）に関する情報

（\*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

### (2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（\*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込画面の保険金請求履歴欄にその内容を必ず入力してください。
- （\*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・ 傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
	上記以外	・ 普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（\*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（\*）を解約しなければなりません。
  - ① この保険契約（\*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
  - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
    - ・ 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
    - ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
  - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（\*）の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
  - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（\*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
 また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（注）家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の a. または b. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約（\*）を解約すること。

（\*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■ 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
(1) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
(2) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

### 3.補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は「サービス利用条件」記載の方法により払込みください。「サービス利用条件」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4.保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

### 5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、「サービス利用条件」記載の方法により払込みください。「サービス利用条件」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

### 6.失効について

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

### 7.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。また、この保険は分割払のためご加入の脱退（解約）に際して解約返れい金は原則発生しません。始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

### < 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について >

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

#### 【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### 【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

「ご加入時のご注意」をご参照ください。

### この保険商品に関するお問い合わせは

#### 【代理店・扱者】

株式会社ミズノアベール保険サービス営業課

TEL：06-6614-8008 月～金曜日の9:30～17:00（土日祝除く）

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

##### 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

**0120-632-277**（無料）

チャットサポートなどの各種サービス

ここからアクセスできます

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



##### 事故が起こった場合※

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189**（無料）

#### 指定紛争解決機関

##### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808**

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

- ・受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

※お手続について「保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続」で詳しく説明しています。

### 1. 「ミズノスポーツ保険」 サービス利用条件

- (1) 以下に記載のすべてに合致された方がご加入いただけます。
  - ・ CLUB MIZUNO会員ご本人の方がお申込人となり、被保険者(補償の対象者)本人(※)となります。
  - (※)加入申込画面(WEB)の被保険者ご本人欄に入力の方をいいます。
  - ・ 日本国内に居住され、日本国内でお申込みいただく個人の方
  - ・ ご加入いただける方は、満69才以下の方に限ります。
  - ・ 次のいずれかの職業に従事中のケガは補償対象外になります。  
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士  
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
- (2) 契約方式は、保険契約者を美津濃株式会社、代理店・扱者を株式会社ミズノアベール、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。ご加入後は、マイページにてご加入状況（加入者証）を確認いただけます。
- (3) 保険期間は1年間です。保険始期日はお申込手続きをされた日付により異なります。  
1日～15日までにお申込手続きをされた場合・・・保険期間は、翌月1日の午後4時より1年間となります。  
16日～月末までにお申込手続きをされた場合・・・保険期間は、翌月16日の午後4時より1年間となります。
- (4) お申込は、CLUB MIZUNO会員1名につき、1コースとさせていただきます。
- (5) 保険料は月単位の分割払で、クレジットカード払となります。（お申込手続きをしていただいたお申込翌月から請求開始となります。）
- (6) 保険期間の満了を迎える2か月前に満期案内メールを発信いたしますので、加入内容の変更・継続停止等をご希望の場合は、代理店・扱者にてお手続きください。継続停止のお手続きをされない場合は、自動継続の取扱いとさせていただきます。  
**<自動継続の取扱いについて>**  
前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- (7) ご加入後、住所などを変更される場合は、代理店・扱者にてお手続きください。
- (8) その他  
対応ブラウザについて  
Windows Internet Explorer 9.0以上、Mozilla Firefox 最新版、Google Chrome 最新版（2017年4月現在）  
Mac OS Safari 5.1以上、Fire Fox 1.5以上  
※上記にて、動作確認を行っております。

### 2. ご注意事項

- ・ 当社の責めによらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために生じた損害については、当社は責任を負いません。また、通信経路での聴取等により、保険契約情報、クレジットカード情報が漏えいしたために生じた損害についても、当社は責任を負いません。

「ご加入時のご注意」も合わせてご確認ください。



## ご加入時のご注意

- この保険は美津濃株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に並び、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。  
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 個人情報の取扱いについて  
この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A D インシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

#### ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

#### ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

#### ○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○ 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

### ●<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*2)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

- (\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

### ●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくよう願います。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

### ●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」
- ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*) 法律上の配偶者に限ります。

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご案内した保険商品がお客さまのご意向に沿った商品（補償）であるかをご確認いただくものです。合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 今回ご案内する商品の「加入コース名称」と「補償の分野」は、以下のとおりです。○印のあるコースにご加入いただくことができます。○印のあるコース\*以外からご加入いただくことはできません。

※各コースの保険金額および保険料は〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕をご参照ください。

〔補償の分野の一覧表〕

ご案内する加入コース等の名称	補償の分野	
G1,G2,G3,G4,G5,G6, A1,A2,A3,A4,A5,A6,A7,A8, S1,S2,S3,S4,S5,S6,S7,S8,	○	ケガにより死亡された場合、入院・通院された場合等に補償する保険 （注）病気により死亡された場合、入院・通院された場合の補償はありません。 また、ご加入いただくコースによっては、傷害死亡・後遺障害保険金、 傷害入院保険金、傷害通院保険金のうちいずれかがない場合があります。 詳細は〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕をご参照ください。
該当のコースはありません。	—	ケガにより死亡された場合、ケガや病気により入院・通院された場合等に補償する保険
該当のコースはありません。	—	ケガや病気により働けなくなった場合の収入等を補償する保険
G1,G2,G3,G4,G5,G6, A1,A2,A3,A4,A5,A6,A7,A8, S1,S2,S3,S4,S5,S6,S7,S8,	○	日常生活に起因する事故または特定の運動（例：ゴルフ）等に起因する事故による賠償責任等を補償する保険

2. 加入申込画面（WEB）「意向チェック・加入内容確認STEP」に沿って、お客さまのご意向に合致した内容となっていること、加入申込画面（WEB）の入力内容に誤りがないことをご確認ください。

<b>STEP 1</b>	引受保険会社で把握（一部推定を含む場合があります）しましたお客さまのご意向は上記1. の【補償の分野の一覧表】の「補償の分野」に「○」のある補償です。改めて〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕をご確認いただき、この補償は、お客さまにとってご興味（ご意向）のある商品の場合、ご確認欄の「はい」にチェックしてください。
<b>STEP 2</b>	〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕等をご覧いただき、ご案内の商品の内容をご確認いただいた場合、ご確認欄の「はい」にチェックしてください。
<b>STEP 3</b>	〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕等をご確認いただいた後のこの補償に対するご意向はSTEP 1と比較して一致している場合、ご確認欄の「はい」にチェックしてください。
※STEP 1～STEP 3のすべてが「はい」の場合、STEP 4におすすみください。	
<b>STEP 4</b>	お選びいただいた加入コースの「補償の分野」がお客さまのご意向に沿ったものであることをご確認いただいた場合、ご確認欄にチェックしてください。 （※各コースの「補償の分野の一覧表」は上表でご確認ください。） （※万一、ご意向に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。）
<b>STEP 5</b>	被保険者の氏名、生年月日、年齢、性別、職業・職務等は、加入申込画面（WEB）に入力のとおりで間違いなければ、ご確認欄にチェックしてください。 ※ご加入いただく保険商品の加入申込画面（WEB）によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
<b>STEP 6</b>	他の保険契約等は、告知事項等入力画面（WEB）等に入力のとおりで間違いなければ、ご確認欄にチェックしてください。
<b>STEP 7</b>	補償内容、保険金額、保険料、保険期間、保険料払込方法、被保険者（補償の対象となる方）の範囲は、加入申込画面（WEB）・〔ミズノスポーツ保険（団体総合生活補償保険（MS & A D型））〕等に記載のとおりで間違いなければ、ご確認欄にチェックしてください。 （※「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。）
<b>STEP 8</b>	ご提案の保険商品は今回の検討のプロセスを経て、お客さまご自身が確認された「最終的なご意向」に沿ったものとなっている場合、ご確認欄にチェックしてください。
「最終的なご意向」に沿った内容となっていることをご確認いただけましたら、確認ボタンをクリックしてください。	

3. 次のいずれかに該当する場合にはお手続きが必要です。詳細は「サービス利用条件（6）」（P23）をご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

## 保険金をお支払いする場合に該当したときのお手続

お客さまに万一の事故が起きた際に、「三井住友海上の保険に入っていてよかった」と感じていただけるよう心をこめた対応で、確かな安心をお届けします。

三井住友海上へのご連絡は



事故のご連絡

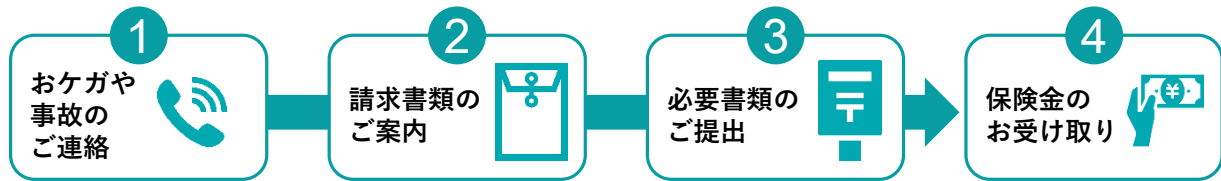
事故は いち早く

0120-258-189 (無料)



事故受付

24時間365日



事故のご連絡は「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、以下のとおりです。



## 保険金請求WEB

事故の連絡・保険金の請求が速い！簡単・便利！スマートフォンを利用してWEBで事故のご連絡と保険金請求のお手続きができます。

★お手続きは証券番号・加入者番号が必要です。お手元に加入者証を用意してお客さまの証券番号・加入者番号をご確認ください。

### 保険金請求WEBのメリット

速い

1回のWEB手続きで保険金を請求できます。書類の郵送を待たずに、保険金請求書類のお取出しができます。

簡単・便利!

スマートフォンでQRコードからお手続きを簡単にスタート、ガイドに従いご入力いただくので簡単です。

### 手続きはスマートフォンで簡単にアクセス!

こちらのQRコードから簡単にご利用できます。

対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＼お気軽にお問合わせください／

**お問合わせ先**

**【代理店・扱者】**

**(株)ミズノアベール保険サービス営業課**

TEL : 06-6614-8008

営業日 : 9:30～17:00 (土日祝を除く)

担当 : 竹原、井上  
タケハラ イノウエ

E-mail : nethoken@mizuno.co.jp

**【引受保険会社】**

**三井住友海上火災保険株式会社**